

熊本市立学校職員のへき地手当に関する条例を廃止する条例の制定について

熊本市立学校職員のへき地手当に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市立学校職員のへき地手当に関する条例を廃止する条例

熊本市立学校職員のへき地手当に関する条例（昭和48年条例第28号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

- 2 熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第12条中「、特地勤務手当及びへき地手当」を「及び特地勤務手当」に改める。

（熊本市業務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

- 3 熊本市業務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成19年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、へき地手当」を削る。

（提出理由）

熊本市立学校職員のへき地手当に関する条例を廃止するため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。